

## 第23回 新潟市景観審議会

日 時 平成25年12月25日(水) 午後1時30分  
会 場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第4委員会室

### 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 新潟市屋外広告物条例第13条の規定による  
広告物活用地区の指定について

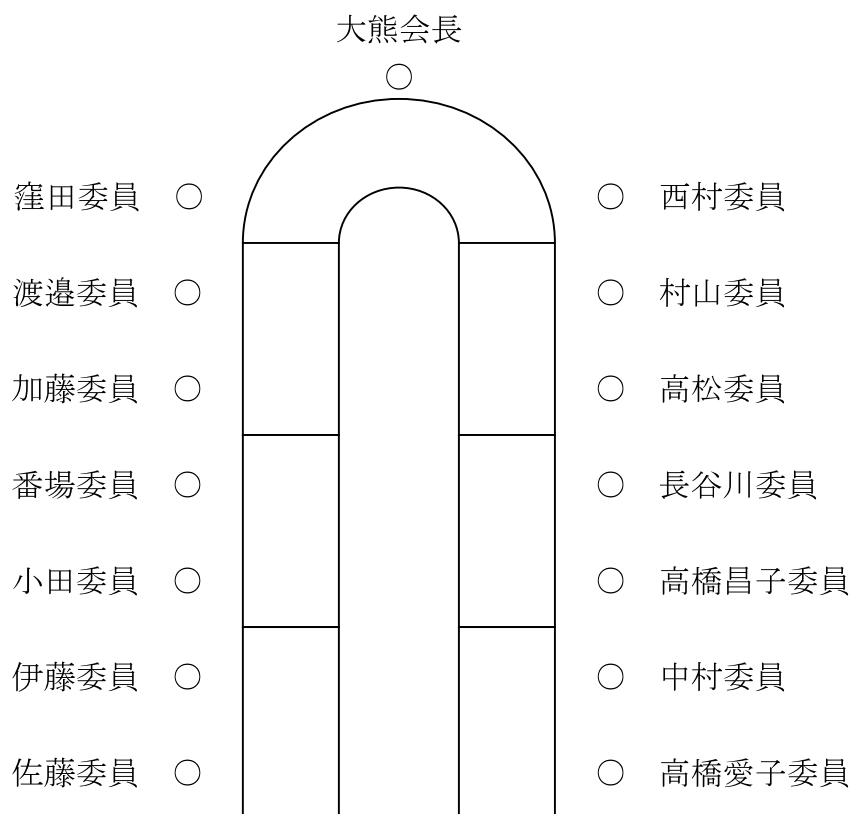
(2) 新潟市屋外広告物条例第14条の規定による  
広告物協定の認定について

3 閉 会

(1) その他

## 第23回新潟市景観審議会 座席表

日時 平成25年12月25日(水) 午後1時30分から  
会場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第4委員会室



# 第12期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：平成24年9月1日から平成26年8月31日まで)

## 知識経験を有する者

新潟大学名誉教授	大熊	孝
新潟大学工学部教授	西村	伸也
新潟県立大学国際地域学部教授	山中	知彦(欠席)
新潟大学工学部准教授	黒野	弘靖(欠席)
新潟青陵大学短期大学部助教	村山	和恵
日本ユニバーサルカラープランナー協会	高松	智子
NPO法人まちづくり学校	長谷川	美香
弁護士(新潟県弁護士会)	砂田	徹也(欠席)
新潟市消費者協会副会長	高橋	昌子
写真家	中村	脩

## 市民

公募	高橋	愛子
公募	佐藤	妙子
公募	伊藤	里恵子

## 関係団体の意見を代表する者

(社)新潟市建設業協会副会長	小田	等
(社)新潟県建築士会新潟支部	番場	優
新潟県広告美術業協同組合相談役	加藤	紘一
(社)新潟市造園建設業協会理事長	渡邊	英慎
(社)新潟県商工会議所連合会専務理事	遠藤	修司(欠席)

## 関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官	窪田	勝夫
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	高橋	猛(欠席)

## 第23回新潟市景観審議会議案

日 時 平成25年12月25日（水）午後1時30分から  
会 場 新潟市役所本庁舎本館 6階 第4委員会室

新 潟 市 景 観 審 議 会

（事務局 新潟市都市政策部都市計画課）

## 第 2 3 回新潟市景観審議会付議案件

議案番号	付 議 案 件
議案第 1 号	新潟市屋外広告物条例第 1 3 条の規定による 広告物活用地区の指定について
議案第 2 号	新潟市屋外広告物条例第 1 4 条の規定による 広告物協定の認定について

## 議案第 1 号

### 新潟市屋外広告物条例第 13 条の規定による広告物活用地区の指定について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 13 条の規定により、広告物活用地区を指定し、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置の規格の基準（以下「規格基準」という。）を定めたので次のとおり指定する。

#### 1 広告物活用地区の名称

万代シティ広告物活用地区

#### 2 広告物活用地区の目的

当該地区は、大規模な商業開発により、市内でも随一の来街者数を誇る商業地域として、また、交通結節点としての役割を有する地域として発展してきた。これらの多くの歩行者が往来しているため、これまでも歩行者に向けての街路空間の形成に努めてきた地域である。

歩行者に向けた屋外広告物を活用して、当該地区内の都市空間の景観や、明るく安全なイメージ等を維持、向上させながら、商業活動を今後ますます活性化させることを目的として広告物活用地区を指定するものである。

#### 3 広告物活用地区の区域

別図参照

#### 4 広告物活用地区の基準

- (1) 当該地区内に設置する又は表示する壁面広告は、以下の規格に従い、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの(外壁面から突き出すものを除く。)及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組(懸垂装置等を除く。)を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	規制なし
		表示面積	規制なし
		表示位置	(1) 壁面の端から突出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

- (2) (1)のうち、地区内の中央区万代1丁目5番1号及び中央区万代1丁目6番1号に存する建築物の、国道7号及び市道東港線に面する壁面に設置する又は表示する壁面広告については、以下のとおりとする。

	種類	基準	
		建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告
		表示面積	壁面の総面積の4分の1以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

#### 5 広告物活用地区の禁止物件

- (1) 市条例第8条第1項第1号のうち高架構造物は、適用しない。ただし、市道東港線及び市道弁天町線上に架かる高架構造物の道路に面する部分は、この限りではない。
- (2) 市条例第8条第2項は、適用しない。

#### 6 広告物活用地区内の景観事前協議

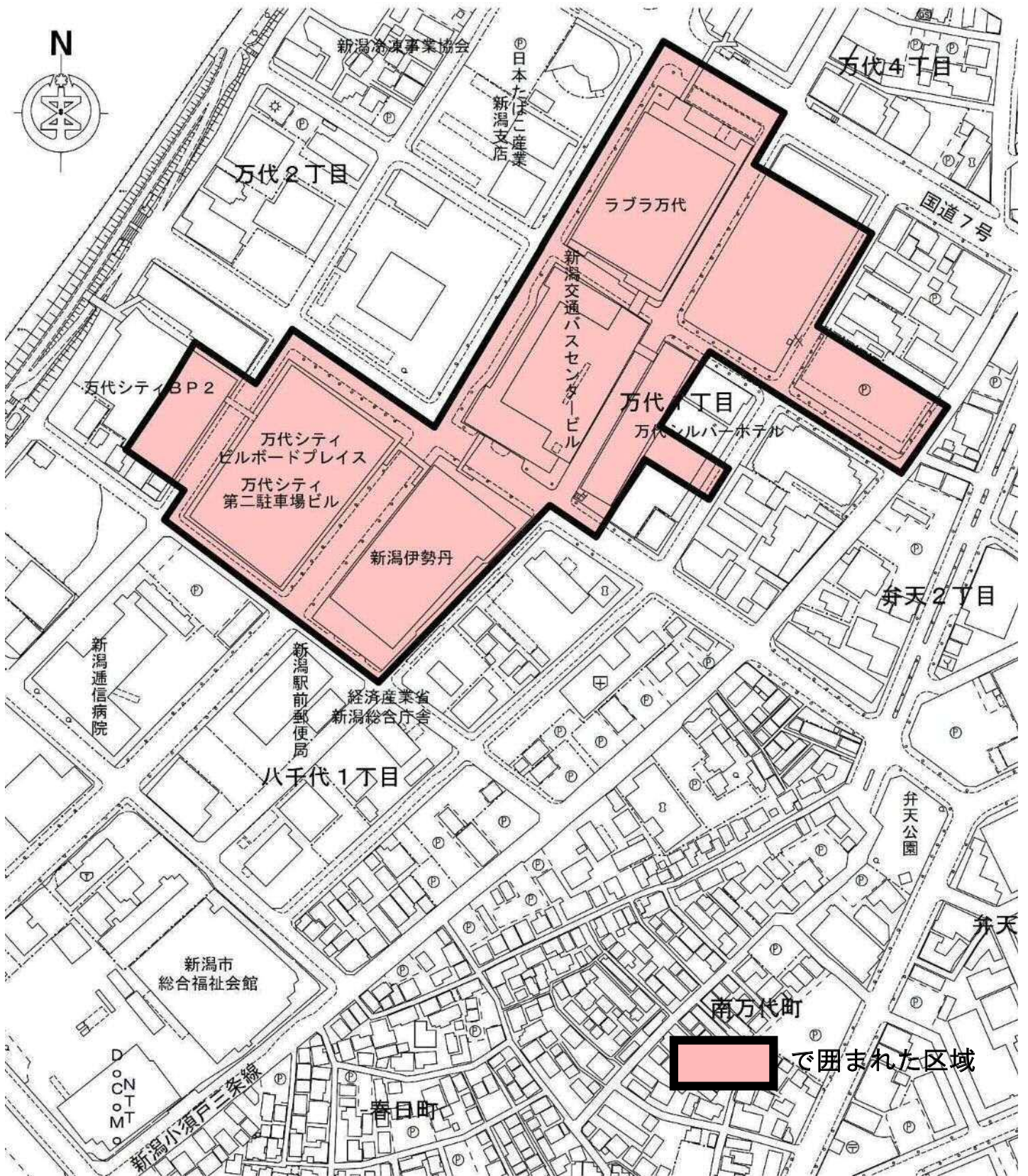
- (1) 活用地区内において以下の広告物等を表示し、又は設置する許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と協議しなければならない。
- ア 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- イ 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの
- ウ 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの
- (2) 活用地区内の中央区万代1丁目5番1号及び中央区万代1丁目6番1号に存する建築物においては、国道7号（東大通）及び市道東港線に面する壁面に壁面広告を表示し、又は設置し、許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と協議しなければならない。

- (3) 活用地区内における景観事前協議の際は、事前に地区に相応しい広告物か否かを万代シティ商工連合会商店街振興組合（以下「本組合」という。）が自主審査を行った上で、本組合が景観事前協議を行う者に対して承認印を押印して届出ることにより、当該地区に相応しい広告物のデザインを維持し、向上を図るものとする。



別図

万代シティ広告物活用地区 区域図



縮尺 1500 分の 1

議案第 2 号

新潟市屋外広告物条例第 1 4 条の規定による広告物協定の認定について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 5 9 号）第 1 4 条の規定による広告物協定地区を次のとおり認定する。

- 1 新潟市屋外広告物条例第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる広告物等に関する協定を認定する。

信濃川右岸地区屋外広告物協定

## (案)

# 信濃川右岸地区屋外広告物協定書

### (目的)

第1条 本協定は、新潟市屋外広告物条例（以下「市条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域内において、屋外広告物に関する基準を定めることにより、新潟市を代表する景観である信濃川沿いにおいて、良好な景観を形成し、風致を維持し、及び公衆への危害を防止することを目的とする。

### (名称)

第2条 この協定は、「信濃川右岸地区屋外広告物協定」（以下「本協定」という。）と称する。

### (協定の目的となる区域)

第3条 本協定の目的となる区域は別図に表示する区域とし、その名称は信濃川右岸地区屋外広告物協定地区（以下「協定地区」という。）とする。

### (協定の締結)

第4条 本協定は、協定地区内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）をもって締結する。

2 本協定の締結後に土地所有者等となった者は、同意書に記名押印し、さらに市条例第14条第5項の規定に基づき、市長に対して書面で加入の意思を表示することにより、本協定に加入することができるものとする。

### (協定地区内の広告物に関する基準)

第5条 協定地区内の屋外広告物に関する基準は、別表のとおりとする。

### (土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、協定地区内に屋外広告物を設置しようとするときは、前条に規定する基準を遵守しなければならない。

2 土地所有者等は、協定地区内の土地の所有権、地上権又は賃借権の移転又は設定をしようとするときは、その移転又は設定を受ける者を本協定に加入させなければならない。

### (管理運用)

第7条 本協定の実施、運営、管理等については、万代シティ商工連合会商店街振興組合（以下「本組合」という。）により行うものとする。

(土地所有者等の届出)

第8条 土地所有者等は、土地の所有権、地上権若しくは賃借権を移転しようとするとき又は新たに協定地区内の土地に地上権若しくは賃借権を設定しようとするときは、あらかじめその旨を本組合に届け出なければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 本組合は、本協定に対する違反を認めた場合、違反者に対し文書をもって相当の猶予期間を置いて、その違反行為を是正するために必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の規定により請求を受けた違反者は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、本組合の決定に基づき、違反者の費用をもって、その是正措置の強制執行又は第三者にこれをなさしめることを請求することができる。

2 前項に規定する是正措置等に関する手続き等に要する費用は、違反者の負担とする。

(協定の変更及び廃止)

第11条 本協定の加入者(以下「加入者」という。)は、本協定の変更又は廃止を求めるときは、その旨を本組合に申し出るものとする。

2 本組合は、前項の規定による申出が本協定の変更を求めるものである場合において、市条例第14条第3項に基づき、加入者全員及び本組合の合意が得られたときは、市長に対して書面で本協定の変更の認定を求めるものとする。

3 本組合は、第1項の規定による申出が本協定の廃止を求めるものである場合において、市条例第14条第7項の規定に基づき、加入者の過半数及び本組合の合意が得られたときは、市長に対して書面で本協定の廃止の認定を求めるものとする。

(協定の有効期間)

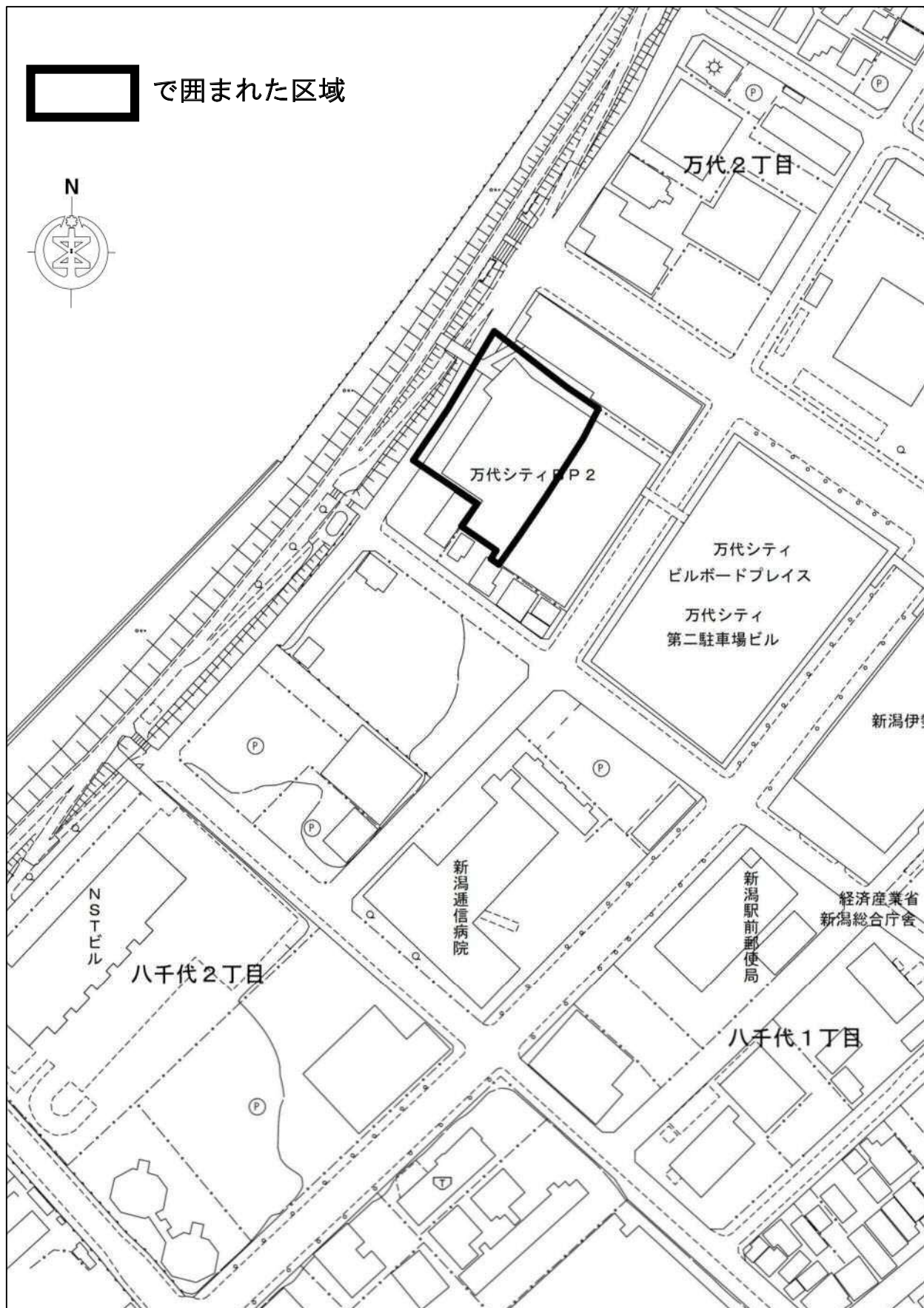
第12条 本協定の有効期間は、市条例第14条第1項に基づく市長の認定のあった日から10年間とする。ただし、有効期間が満了する日の6か月前までに本協定の廃止の申出がない場合は、当該日から10年間延長するものとし、それ以後の有効期間についても同様とする。

(その他本協定の実施に関する事項)

第13条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関する事項については、本組合と土地所有者等が協議の上、必要に応じて別途定め、新潟市に書面で報告するものとする。

別図

信濃川右岸地区屋外広告物協定地区 区域図



縮尺 1000 分の 1

別表（協定地区内の広告物の基準）

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 （「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	設置できない。	
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	地上からの高さ10メートル以下
		表示面積	総表示面積10平方メートル以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 自家用広告物等に限る。		
その他	周辺の自然環境に配慮した色調とする。		

- 注1 自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- 2 この告示の施行の日前に表示され、又は設置されている屋上広告について、改修、移転又は改造を行わない場合は、市長が認めたものについてはこの限りではない。
- 3 この表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、新潟市屋外広告物条例第6条及び同条施行規則第10条に定める基準とする。
- 4 協定地区内において壁面広告を表示し、又は設置する許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と景観事前協議しなければならない。
- 5 景観事前協議の際は、事前に地区に相応しい広告物か否かを万代シテイ商工連合会商店街振興組合（以下、本組合）が審査を行った上で、本組合による承認印を押印し、景観事前協議を行う者が市長に届出ることにより、当該地区に相応しい広告物のデザインを維持し、向上を図るものとする。

# 万代地区における 屋外広告物の 新たなルール

第23回新潟市景観審議会

平成25年12月25日(水)  
13:30～  
市役所本館第4委員会室

議案第1号 広告物活用地区の指定について

議案第2号 広告物協定の認定について

## 万代地区における 屋外広告物の新たなルール

積極的に活用するための  
基準緩和

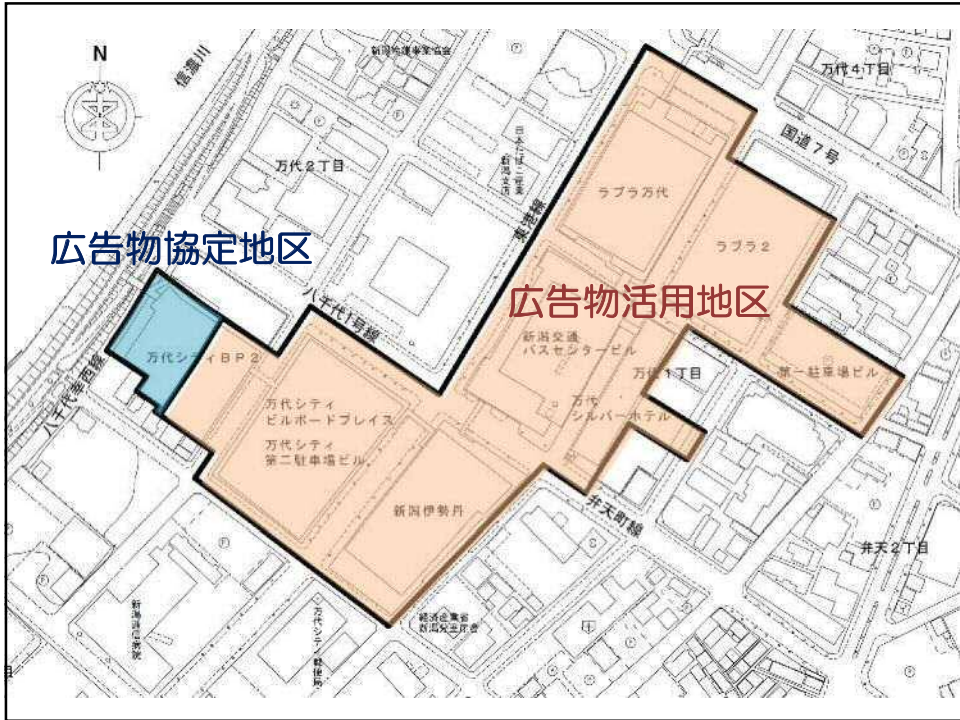
広告物活用地区

新潟市屋外広告物条例  
第13条に基づく地区指定

景観等に配慮するための  
自主的な基準

広告物協定地区

新潟市屋外広告物条例  
第14条に基づく地区指定



# 議案第1号 広告物活用地区の指定について



## 広告物活用地区とは

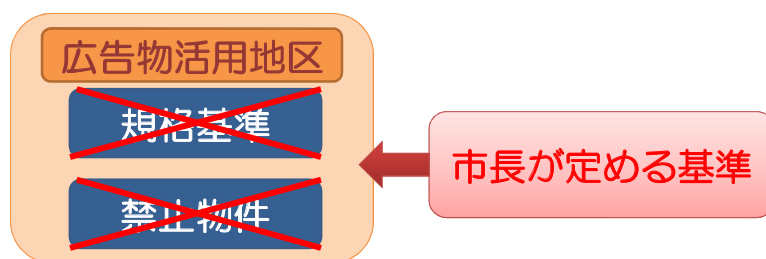
### 新潟市屋外広告物条例 第13条(広告物活用地区)

市長は、第7条(禁止地域)に規定する地域又は場所以外の区域で、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域(以下「広告物活用地区」という。)を指定することができる。

2 広告物活用地区内においては、市長が定める基準に適合した広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第6条(規格の設定)及び第8条(禁止物件)(市長が指定する物件に係るものに限る。)の規定は、適用しない。

5

## 広告物活用地区とは



【事例1】すすきの地区広告物活用地区(H14.3.22告示)

【事例2】片町地区、武蔵ヶ辻地区(H8.4.1告示)

6

## 広告物活用地区の名称と目的

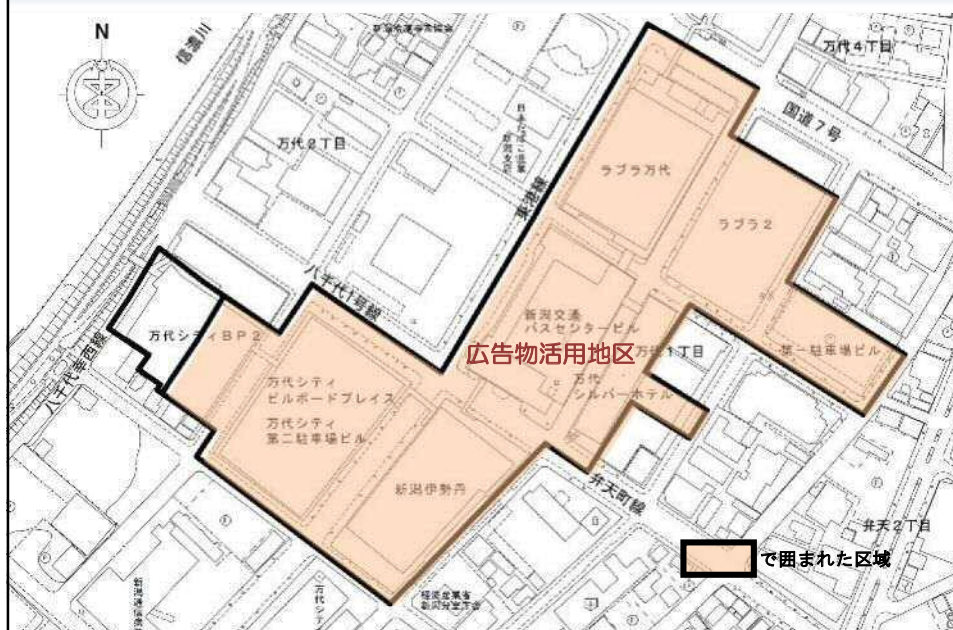
名称： 万代シティ広告物活用地区

目的： 当該地区は、大規模な商業開発により、市内でも随一の来街者数を誇る商業地域として、また、交通結節点としての役割を有する地域として発展してきた。これらの多くの歩行者が往来しているため、これまでも歩行者に向けての街路空間の形成に努めてきた地域である。

歩行者に向けた屋外広告物を活用して、当該地区内の都市空間の景観や、明るく安全なイメージ等を維持、向上させながら、商業活動を今後ますます活性化させることを目的として広告物活用地区を指定するものである。

7

## 広告物活用地区の区域



## 広告物活用地区の基準

### ●活用区域内の壁面広告

以下の規格に従い、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。

		許可地域 (通常地域)	万代シティ地区	
			街区内	国道7号・東港線に 面する壁面
壁面広告	高さ	地上からの高さ 15m以下	規制なし	
	表示面積	設置する壁面の 面積の1/4以内		

9

## 広告物活用地区の基準



## 広告物活用地区の基準

- 地区内の中央区万代1丁目5番1号(ラブラビル)及び中央区万代1丁目6番1号(バスセンタービル)に存する建築物の、国道7号及び市道東港線に面する壁面に設置する又は表示する壁面広告

		許可地域 (通常地域)	万代シティ地区	
			街区内	国道7号・東港線に 面する壁面
壁面広告	高さ	地上からの高さ 15m以下	規制なし	
	表示面積	設置する壁面の 面積の1/4以内	規制なし	壁面の総面積の 1/4以内

11

## 広告物活用地区の禁止物件

### 禁止物件の緩和

禁止物件の種類	許可地域 (通常地域)	万代シティ地区
高架構造物 (連絡通路)	広告物は 設置できない	広告物の設置可能 (一部の連絡通路(※)を除く)
電柱、街灯柱等	簡易広告は 設置できない	簡易広告物の設置可能
地下道の上屋		
アーチやアーケードの 支柱		

※ 市道東港線及び市道弁天町線に架かる高架構造物の道路に面する部分は除く

12



## 議案第2号 広告物協定の認定について

15

### 広告物協定地区

#### 新潟市屋外広告物条例 第14条(広告物協定地区)

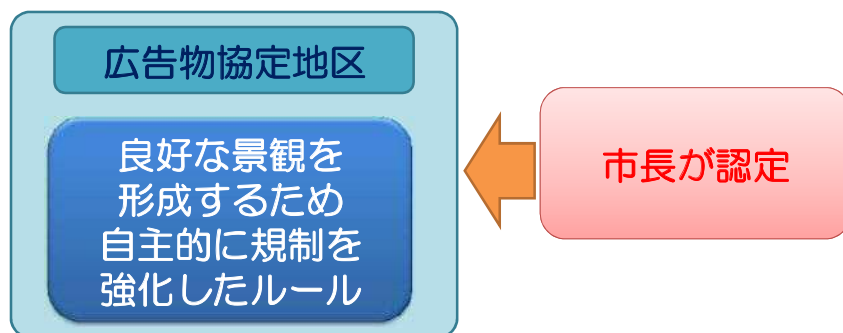
一定の区域内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、市長に対しその認定を求めることができる。

16

**新潟市屋外広告物条例 第14条(広告物協定地区)**

2 広告物協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物協定の目的
- (2) 広告物協定の目的となる区域
- (3) 広告物協定地区内の広告物等に関する基準
- (4) 広告物協定の有効期間
- (5) 広告物協定に違反があった場合の措置
- (6) その他広告物協定の実施に関する事項



**【事例】 鳥屋野潟湖南地区広告物協定地区 (H21.2.25告示)**

## 協定の名称と目的【協定書(案)第1条 及び 第2条】

名称： 信濃川右岸地区広告物協定

目的： 本協定は、新潟市屋外広告物条例第14条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域内において、屋外広告物に関する基準を定めることにより、新潟市を代表する景観である信濃川沿いにおいて、良好な景観を形成し、風致を維持し、及び公衆への危害を防止することを目的とする。

19

## 協定の目的となる区域【協定書(案)第3条】



20



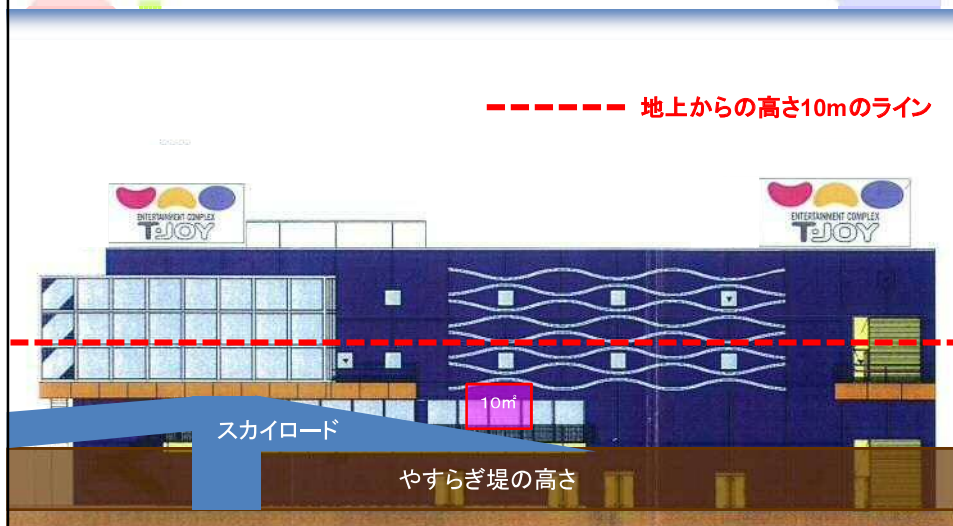
協定地区内の広告物に関する基準(規格基準)【協定書(案)第5条】

		許可地域 (通常の地域)	信濃川右岸地区
		屋上広告	設置できる
壁面広告	高さ	地上からの高さ 15m以下	地上からの高さ 10m以下
	表示面積	設置する壁面の 面積の1/4以内	総表示面積 10㎡以内
	その他	—	自家用広告物等に限る

※ この告示の施行の前日に表示され、又は設置されている屋上広告について、改修、移転又は改造を行わない場合は、市長が認めたものについてはこの限りではない。

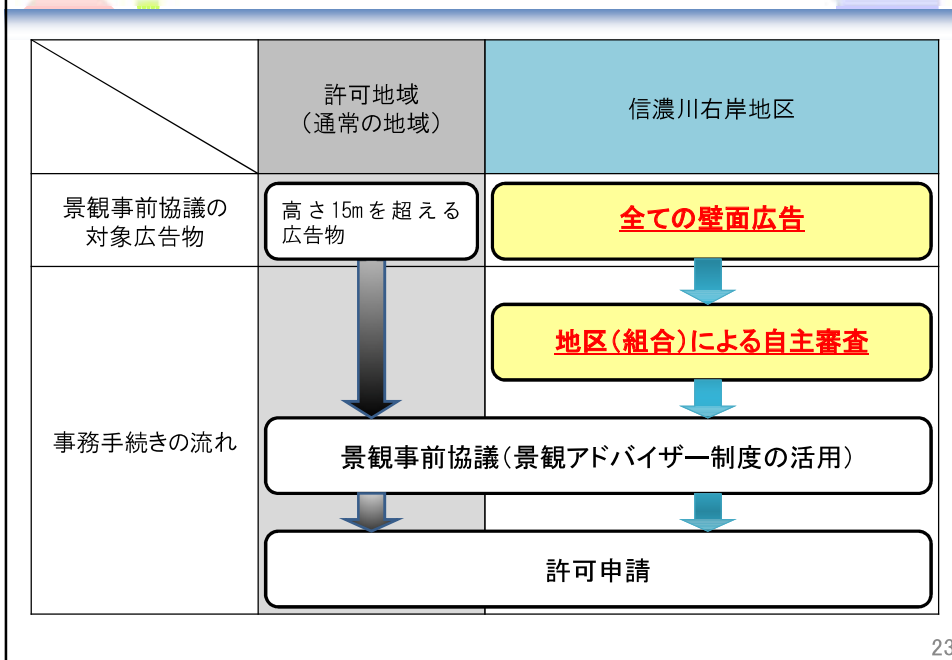
21

協定地区内の広告物に関する基準(規格基準)【協定書(案)第5条】



22

協定地区内の広告物に関する基準(景観事前協議)【協定書(案)第5条】

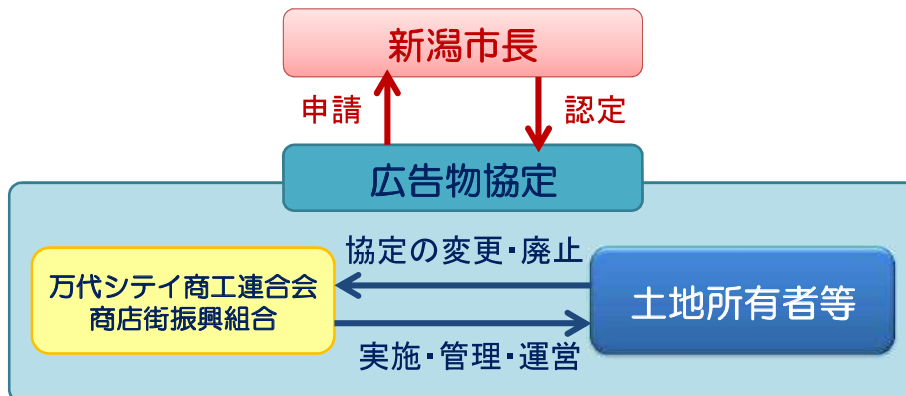


23

協定の管理運用【協定書(案)第7条】

第7条(管理運用)

本協定の実施、運営、管理等については、万代シテイ商工連合  
会商店街振興組合により行うものとする。



24

## 万代地区における屋外広告物のルールづくりのこれまでの取り組み



25

## パブリックコメントによる意見について

パブリックコメント実施期間 平成25年11月5日~12月5日

NO.	意見等	市の考え方
1	広告物等の表示に際して、都市空間の景観維持などの観点から、都市景観などに造詣の深い学識経験者をメンバーとする審査会の意見を聴取する必要があると思います。	これまでと同様、当該地区において広告物等を表示する際は、学識経験者等で構成される景観アドバイザー等から意見を聴きながら、景観事前協議を行いますし、さらに地区による自主審査も加えながら良好な景観の形成を努めることとしているため、素案どおりとしています。

26